

令和5年10月12日

一般社団法人 情報サービス産業協会 御中

経済産業省
内閣官房新しい資本主義実現本部事務局
フリーランス取引適正化法制準備室

フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する周知等について
(協力依頼)

平素より経済産業省の施策への御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般の第211回通常国会において、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法。以下「本法」といいます。)が可決・成立し、令和5年5月12日に公布されました。

本法は、個人として業務委託を受けるフリーランス(事業者)と企業などの発注事業者の間の取引の適正化、フリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とし、
(1)取引の適正化を図るため、発注事業者に対し、フリーランスに業務委託した際の取引条件の明示等を義務付け、報酬の減額や受領拒否などを禁止するとともに、
(2)就業環境の整備を図るため、発注事業者に対し、フリーランスの育児介護等に対する配慮やハラスメント行為に係る相談体制の整備等を義務付けています。

本法は、令和6年秋頃までの施行が予定されているところ、施行までの間に、フリーランス及び発注者側の双方に対して周知広報を行うこととしております。

つきましては、本法の円滑な施行に向けて、本法の内容を御理解いただき、必要な準備を進めていただくため、下記のとおり会員事業者に対する周知について御協力をいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知について

前述のとおり、本法については、令和6年秋頃までの施行が予定されており、今後、政省令やガイドラインにおいて具体的な内容が公表されますが、本法に関係する取引を行っている方は、施行までに必要な準備を行っていただくことが重要となります。

まずは、本法について知りたいという方に向けて、下記URLにおいて、本法の内容について説明した資料、Q & A、リーフレット、動画などを公開しておりますので、貴団体におかれましても、会員事業者に御案内いただき、御活用いただけますと幸いです。

本法の内容に関する御案内

法律の主要なポイント、動画、Q & A、リーフレット等はこちらをご覧ください。

https://www.jftc.go.jp/fllaw_limited.html

※厚生労働省及び中小企業庁の関連ページにもアクセス可能です。

以上

フリーランス法説明動画【パワポ動画で分かる フリーランス・事業者間取引適正化法】

フルバージョン（第1部～第5部）

<https://youtu.be/ALPla8nI-4A>

第1部 法律の制定経緯と趣旨

<https://youtu.be/8jFwzJnBkZE>

第2部 法律の対象となる当事者と取引

<https://youtu.be/0-BEVyYvoOc>

第3部 取引の適正化に係る規制

<https://youtu.be/r93xMsZTUa4>

第4部 就業環境の整備に係る規制

<https://youtu.be/3cECZR3IjS8>

第5部 規制内容のまとめと違反行為への対応・フリーランスの方向けの相談窓口の紹介

<https://youtu.be/vnrVmmV0rSA>

フリーランスの取引に関する 新しい法律ができました

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2023年5月12日に
公布されました。2024年秋頃までに施行予定です。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者とフリーランスの間の「業務委託」に係る事業者間取引

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」といった方も含まれますが、この法律における「フリーランス」には該当しません。

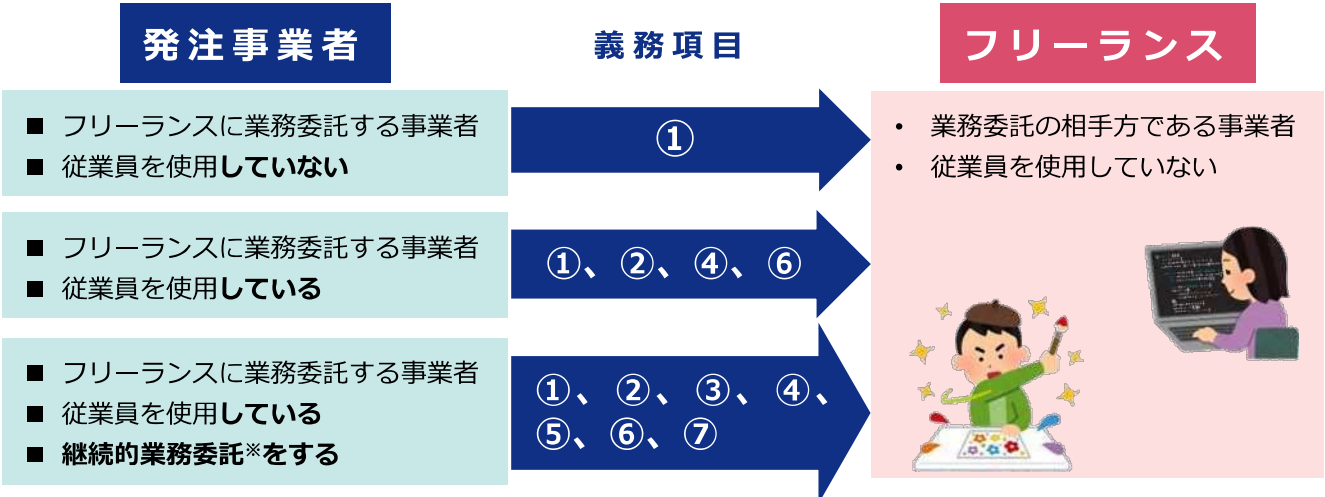
例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まないこととしており、具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる者」を「従業員」とすることを想定しています。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



※継続的業務委託：一定の期間以上行う業務委託のこと。具体的な期間については、今後、政令で定められる予定です。

義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合の、書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等の取引条件を明示すること
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止事項	フリーランスに対し、継続的業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと 例えば、フリーランスに責任がないにもかかわらず、「発注した物品等を受け取らないこと」、「発注時に決めた報酬額を後で減額すること」、「発注した物品等を受け取った後に返品すること」などが禁止されます。
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	継続的業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと 例えば、「フリーランスが妊婦検診を受診するための時間を確保できるようにしたり、就業時間を短縮する」、「育児や介護等と両立可能な就業日・時間としたり、オンラインで業務を行うことができるようにする」といった対応が想定されます。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講じること 例えば、「従業員に対してハラスメント防止のための研修を行う」、「ハラスメントに関する相談の担当者を定める」、「ハラスメントが発生した場合には、迅速に事実関係を把握する」などの対応が想定されます。
⑦ 中途解除等の事前予告	継続的業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として30日前までに予告しなければならないこと

- この法律は、2024（令和6）年秋ごろまでの施行を予定しており、従業員の範囲や継続的業務委託の具体的な期間、発注事業者の義務の具体的な内容などは、施行までの間に、政省令・告示などで定められる予定です。
- 詳細な法律の内容については、関係省庁のホームページをご覧ください。
- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
項目④～⑦については、厚生労働省
までお問合せください。



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律
(フリーランス・事業者間取引適正化等法)
説明資料

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局
公正取引委員会
中小企業庁
厚生労働省

本法律制定の経緯

年月	主な経緯
2020. 7	「成長戦略実行計画」閣議決定 ・政府として一体的に、フリーランスの保護ルールの整備（「実効性のあるガイドラインの策定」「立法的対応の検討」等）を行う
2020. 11	厚労省・中企庁・公取委、フリーランス・トラブル110番を設置
2021. 3	「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を策定
2021. 6	「成長戦略実行計画」閣議決定 ・フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、事業者とフリーランスの取引について、書面での契約のルール化など、法制面の措置を検討
2021. 11	「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」 ・フリーランス保護のための新法を早期に国会に提出する
2022. 6	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」閣議決定 ・取引適正化のための法制度について検討し、早期に国会に提出する
2022. 9	「フリーランスに係る取引適正化のための法制度の方向性」に関する意見募集
2023. 2	「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案」閣議決定、国会提出
2023. 4	同法案の国会審議 可決 成立
2023. 5	同法案の公布（令和5年法律第25号）

本法律の趣旨・概要等

趣 旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

概 要

1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。[第2条第1項]
 - (2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。[第2条第2項]
 - (3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者から物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。[第2条第3項]
 - (4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。[第2条第6項]
- ※「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

特定業務委託事業者は、

- (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。[第3条]
※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。
- (2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。（再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内）[第4条]
- (3) 特定受託事業者との業務委託（政令で定める期間以上のもの）に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。[第5条]
 - ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
 - ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
 - ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
 - ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
 - ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
 - ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
 - ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

特定業務委託事業者は、

- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。[第12条]
- (2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託（政令で定める期間以上のもの。以下「継続的業務委託」）に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。[第13条]
- (3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。[第14条]
- (4) 継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。[第16条]

4. 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。[第8条、第9条、第11条、第18～第20条、第22条]

※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。[第24条、第25条]

5. 国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。[第21条]

背景

- 近年、働き方の多様化が進展し、フリーランスという働き方が普及。特に、デジタル社会の進展に伴う新しい働き方の普及（いわゆるギグワーカー、クラウドワーカー等）。
- フリーランスを含む多様な働き方を、それぞれのニーズに応じて柔軟に選択できる環境を整備することが重要となっている。
- 一方で、実態調査やフリーランス・トラブル110番などにおいて、フリーランスが取引先との関係で様々な問題・トラブルを経験していることが顕著になる。
 - ＜参考＞
 - ・ 実態調査（令和3年 内閣官房ほか）では、フリーランスの約4割が報酬不払い、支払遅延などのトラブルを経験。また、フリーランスの約4割が記載の不十分な発注書しか受け取っていないか、そもそも発注書を受領していない。
 - ・ フリーランス・トラブル110番では、報酬の支払いに関する相談が多く寄せられているほか、ハラスメントなど就業環境に関する相談も寄せられている。

問題の要因

- 一人の個人として業務委託を受けるフリーランスと、組織たる発注事業者との間には、交渉力や情報収集力の格差が生じやすいことがある。
 - 例えば、①従業員がいない受注事業者は時間等の制約から事業規模が小さく特定の発注事業者に依存することとなりやすい、②発注事業者の指定に沿った業務の完了まで報酬が支払われないことが多い、といった事情があり、発注事業者が報酬額等の取引条件を主導的立場で決定しやすくなる等の形で現れ得る。
- ⇒ 「個人」たる受注事業者は「組織」たる発注事業者から業務委託を受ける場合において、取引上、弱い立場に置かれやすい特性がある。

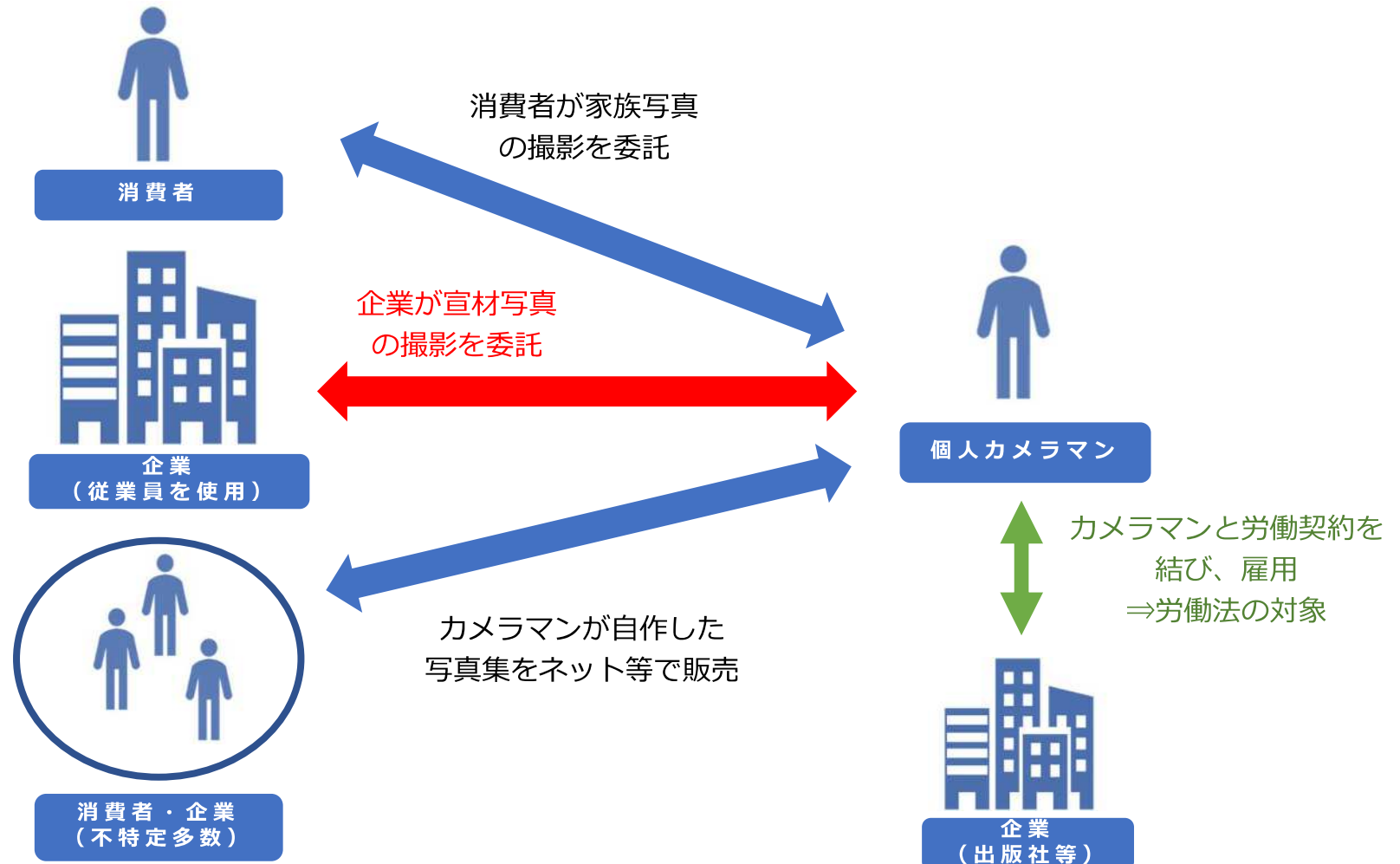
本法律での対応

- 事業者間の業務委託における「個人」と「組織」の間における交渉力や情報収集力の格差、それに伴う「個人」たる受注事業者の取引上の弱い立場に着目し、発注事業者とフリーランスの業務委託に係る取引全般に妥当する、業種横断的に共通する最低限の規律を設ける。
- それによって、フリーランスに係る①取引の適正化、②就業環境の整備を図る。

本法律の対象①

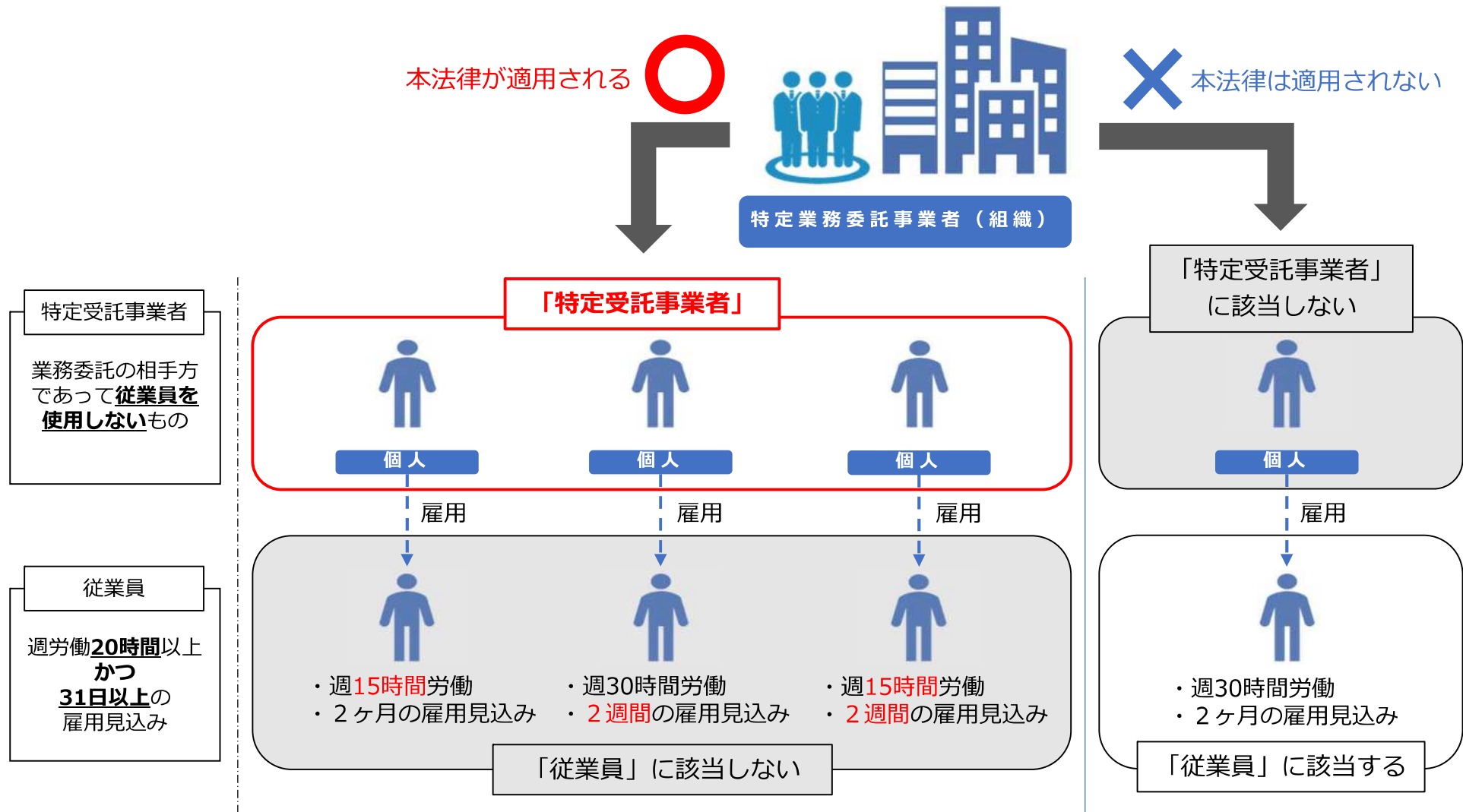
- 本法律は、（特定）業務委託事業者と特定受託事業者との間の「業務委託」に係る取引に適用される。
- 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者にも物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいい、委託とは、物品・情報成果物・役務の仕様・内容を指定してその製造や作成・提供を依頼することをいう。
- つまり、事業者間（BtoB）における委託取引が対象であり、下の図の赤い矢印の取引が本法律の対象となる。

（図）一人のカメラマンが様々な仕事を行う場合



本法律の対象②

- 本法律の適用において、従業員の使用の有無は、組織としての実態の有無を判断する基準となるもの。
- 組織としての実態を備えているというためには、ある程度の継続的な雇用関係が前提となることに鑑み、「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まないこととしている。
→一時的に労働者を雇用していたとしても、「従業員を使用しない」ものとして扱われる。
- 具体的には、「週所定労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」を「従業員」とすることを想定。



本法律の対象者と規制内容の概要

- 個人たる受注事業者（従業員なし）と組織たる発注事業者（従業員あり）の間で交渉力・情報収集力の格差があり、「個人」たる受注事業者が取引上の弱い立場にあることを踏まえ、**特定業務委託事業者**（従業員あり）に対して**期日における報酬支払、募集情報の的確表示、ハラスメント対策の義務**を課す。
- 加えて、**継続的に発注する場合**は、発注者への依存が高まりやすいことや取引継続の期待形成が生じること等から、**受領拒否等の禁止行為、育児介護等の配慮、中途解除等の予告**に関する規制を設ける。
- 組織対個人に関係になくとも、取引条件の明示は当事者の認識の相違を減らしてトラブルの未然防止に資し、発注者と受注者双方に利益があることから、個人に業務委託をする者は、従業員の有無を問わず、**業務委託事業者**として書面交付に関する規制を設ける。

事業者間の取引（業務委託）

受注者側

特定受託事業者
(いわゆるフリーランス)

個人事業者（従業員なし）
一人社長（法人）

発注者に対する義務■・禁止事項□

- 書面等による取引条件の明示
- 期日における報酬支払
- 募集情報の的確表示
- ハラスメント対策に係る体制整備

- 上記に加えて、
- 禁止事項（受領拒否、返品、
不当なやり直し等）
 - 育児介護等と業務の両立に対する配慮
 - 中途解除等の予告

- 書面等による取引条件の明示

発注者側

特定業務委託事業者
(従業員又は役員がいる)

例：大企業・中小企業
個人事業者（従業員あり）

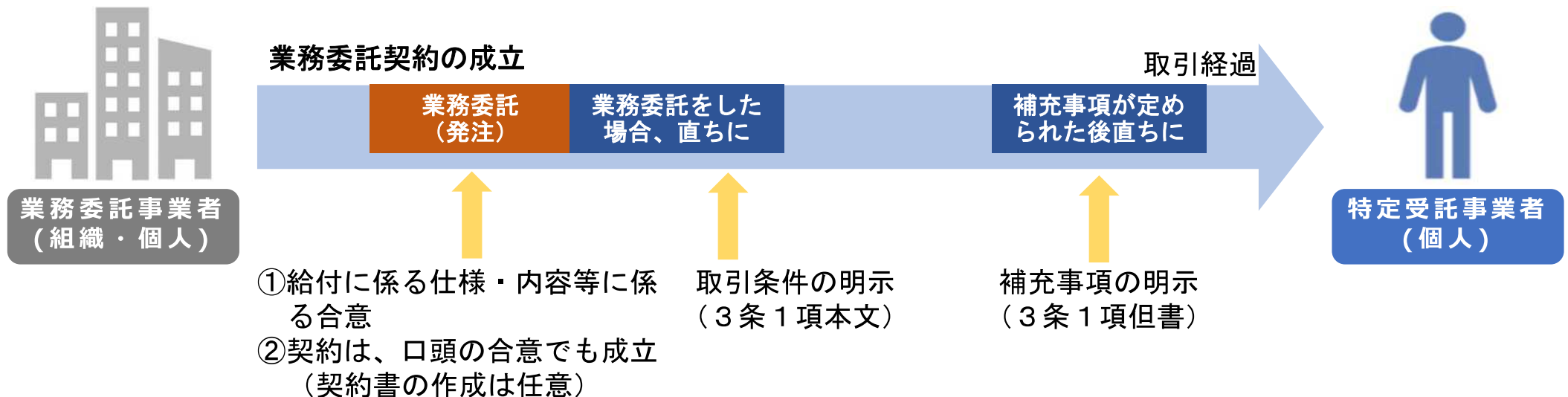
特定業務委託事業者
かつ
継続的に発注する場合

例：個人事業者（従業員なし）
一人社長（法人）

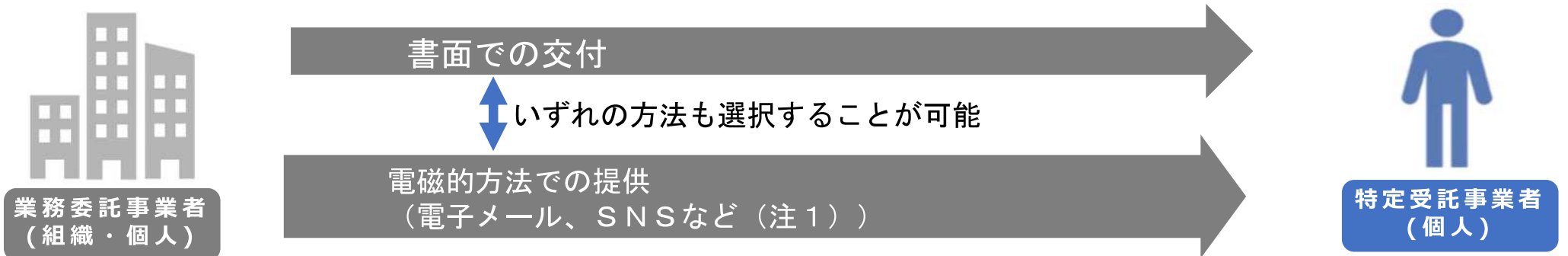
業務委託事業者
(従業員又は役員の有無は問わない)

取引条件の明示義務（3条）

- 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により明示しなければならない。（3条1項）
※ その他の事項 ⇒ 受託・委託者の名称、業務委託をした日、給付の提供場所、給付の期日などを想定。
- （「直ちに」の例外）これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとする。この場合に、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後、直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により明示しなければならない。（3条1項ただし書）



<明示の方法>

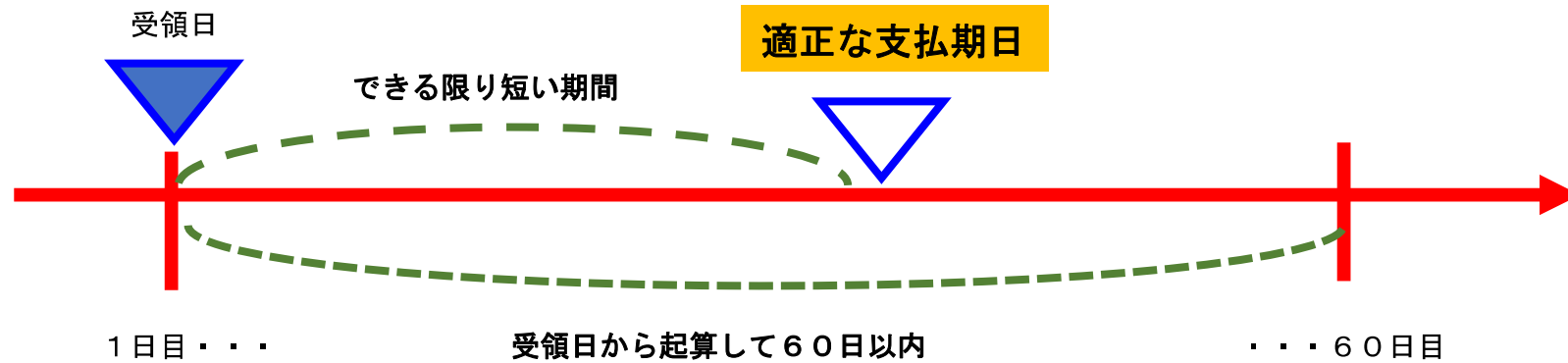


（注1）許容される電磁的方法の具体的な要件は公正取引委員会規則で定めることとしている。

（注2）業務委託事業者が取引条件を電磁的方法により明示した場合、特定受託事業者から書面の交付を求められたときは、遅滞なく、書面を交付しなければならない。（3条2項）

期日における報酬支払義務（４条）

- 特定業務委託事業者は、検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、報酬の支払期日を定めてそれまでに支払わなければならない（４条１項・５項）
- 支払期日を定めなかった場合などには、次のように支払期日が法定される。（４条２項）
 - ① 当事者間で支払期日を定めなかったとき ⇒ 物品等を実際に受領した日
 - ② 物品等を受領した日から起算して60日を超えて定めたとき ⇒ 受領した日から起算して60日を経過した日の前日

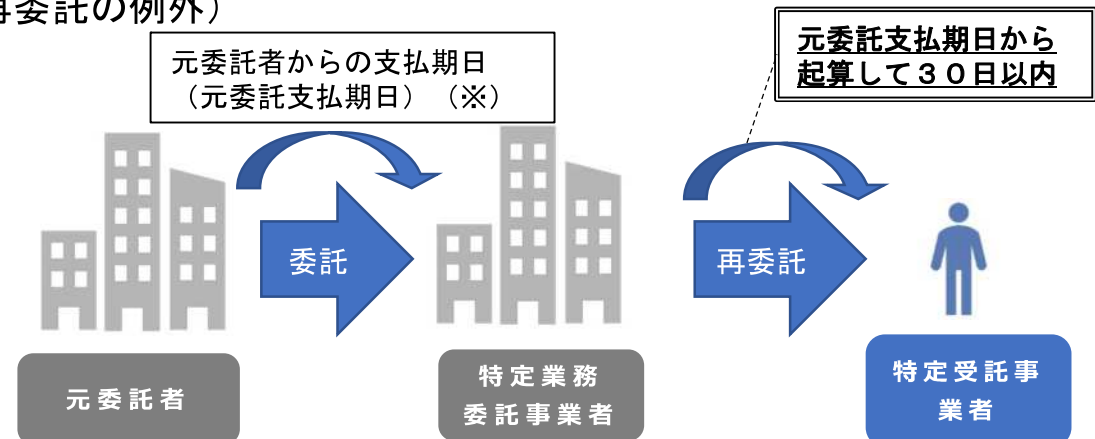


- **（再委託の例外）** ただし、元委託者から受けた業務の全部又は一部を、特定業務委託事業者が特定受託事業者に再委託をし、かつ、必要事項を明示した場合、再委託に係る報酬の支払期日は、元委託支払期日から起算して30日以内のできる限り短い期間内で定めることができる。（４条３項）

（原則）



（再委託の例外）



（※）実際に元委託者から支払われた日ではなく、元委託者と特定業務委託事業者との間で定められた支払の予定期日

特定業務委託事業者の遵守事項（5条）①

- 特定受託事業者との業務委託（政令で定める期間以上のもの（※））に関し、以下①～⑤の行為（1項1～5号）をしてはならない。

（※）更新により政令で定める期間以上行うこととなるものを除く。

業務委託

検収の有無にかかわらず、特定業務委託事業者が事実上支配下に置けば、受領したことになる。



特定業務委託事業者
（組織）

① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく
受領を拒むこと（1項1号）

② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく
報酬を減額すること（1項2号）

③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく
返品を行うこと（1項3号）

④ 通常支払われる対価に比べて著しく低い報酬の額を不当に定めること（1項4号）

⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること（1項5号）

減額についてあらかじめ合意があったとしても、特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく減じた場合は違反となる。



特定受託事業者
（個人）

以下のような要素を総合考慮

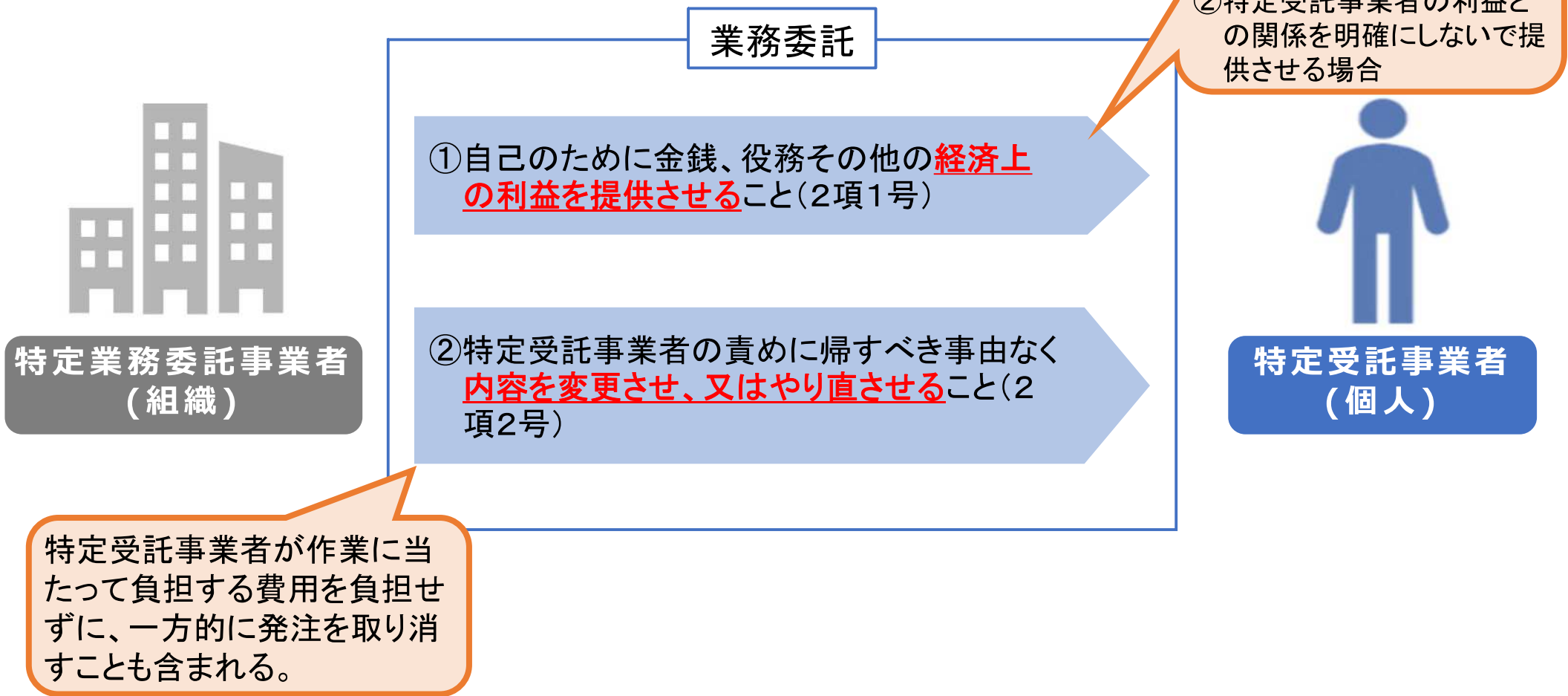
- ① 対価の決定方法
- ② 差別的であるかなど対価の決定内容
- ③ 同種又は類似品等の市価との乖離状況
- ④ 給付に必要な原材料等の価格動向

発注する物品等の品質を維持するためなどの正当な理由なく、強制することが違反となる。

特定業務委託事業者の遵守事項（5条）②

- 特定受託事業者との業務委託（政令で定める期間以上のもの（※））に関し、以下①～②の行為（2項1～2号）によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。

（※）更新により政令で定める期間以上行うこととなるものも含む。

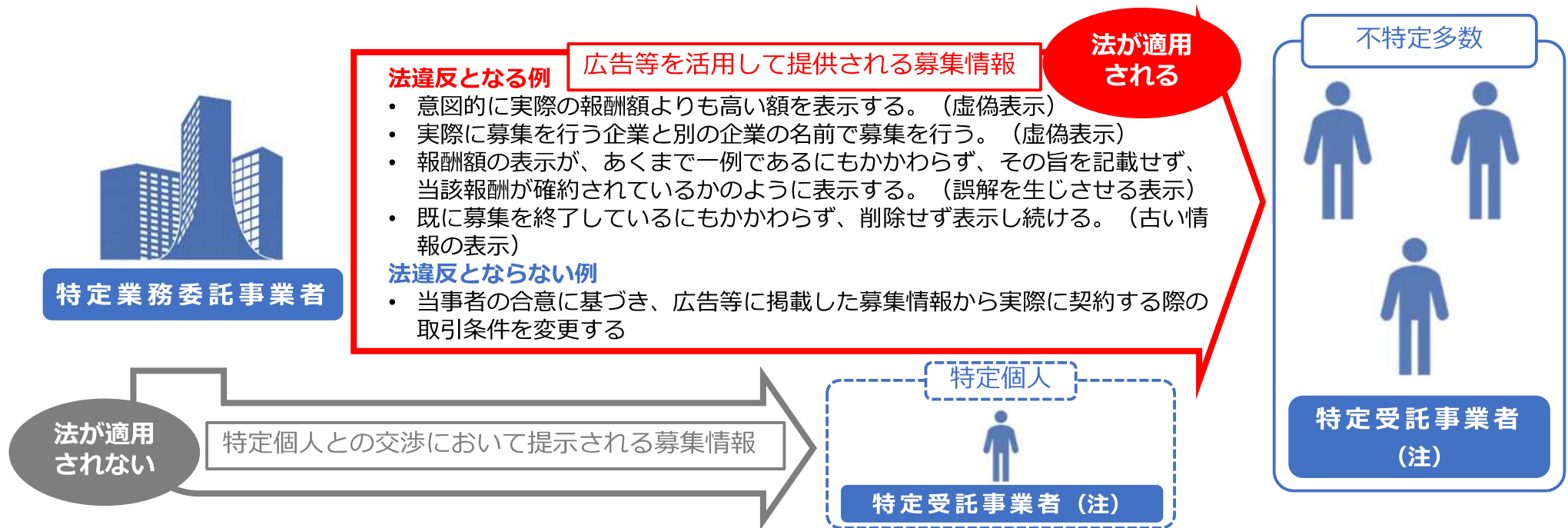


募集情報の的確表示義務（12条）

- 広告等に掲載された募集情報と実際の取引条件が異なることにより、特定業務委託事業者と特定受託事業者との間で取引条件に関するトラブルが生じたり、特定受託事業者がより希望に沿った別の取引をする機会を失ってしまうのを防ぐことを目的とする規定。
- 特定業務委託事業者は、広告等（※1）により、特定受託事業者の募集情報（※2）を提供するときは、当該情報について、
- ・ 虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず、（12条1項）
 - ・ 正確かつ最新の内容に保たなければならない。（12条2項）

（※1）新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法

（※2）業務の内容その他の就業に関する事項として政令で定める事項に係るものに限る。政令で定める事項として、「委託者の情報に関する事項」「報酬に関する事項」「給付の場所や期間・時期に関する事項」等を想定。



（注）契約締結前の者（業務委託が行われることにより、特定受託事業者になり得る者）を指す。

育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（13条）

- 特定受託事業者の多様な希望や働き方に応じて、特定業務委託事業者が柔軟に配慮を行うことにより、特定受託事業者が、育児介護等（※1）と両立しながら、その有する能力を発揮しつつ業務を継続できる環境を整備することを目的とする規定。
- 特定業務委託事業者は、継続的業務委託（※2）について、特定受託事業者からの申出に応じて（※3）、特定受託事業者が育児介護等（※1）と業務を両立できるよう、必要な配慮をしなければならない。（13条1項）（※4）
- 配慮の内容として、例えば、「妊婦検診の受診のための時間を確保したり、就業時間を短縮したりする」、「育児や介護等と両立可能な就業日・時間としたり、オンラインで業務を行うことができるようにしたりする」といった対応が考えられる。（※5）

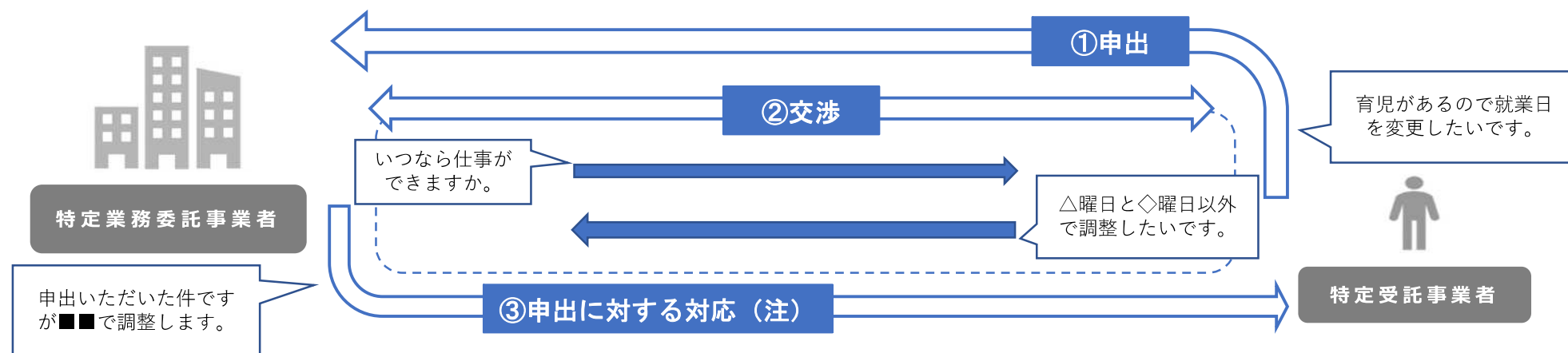
（※1）妊娠、出産を含む。

（※2）政令で定める期間以上の期間行う業務委託のこと。更新により政令で定める期間以上行うこととなるものも含む。

（※3）特定業務委託事業者が取引を行う全ての特定受託事業者の育児介護等の事由を予め把握して配慮することまでを求めるものではない。

（※4）特定業務委託事業者は、継続的業務委託以外の業務委託について、特定受託事業者からの申出に応じて、特定受託事業者が育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮をするよう努めなければならない。（13条2項）

（※5）具体的な配慮の考え方や対応の具体例については、本法律15条に基づき厚生労働大臣が定める指針において明確化する。



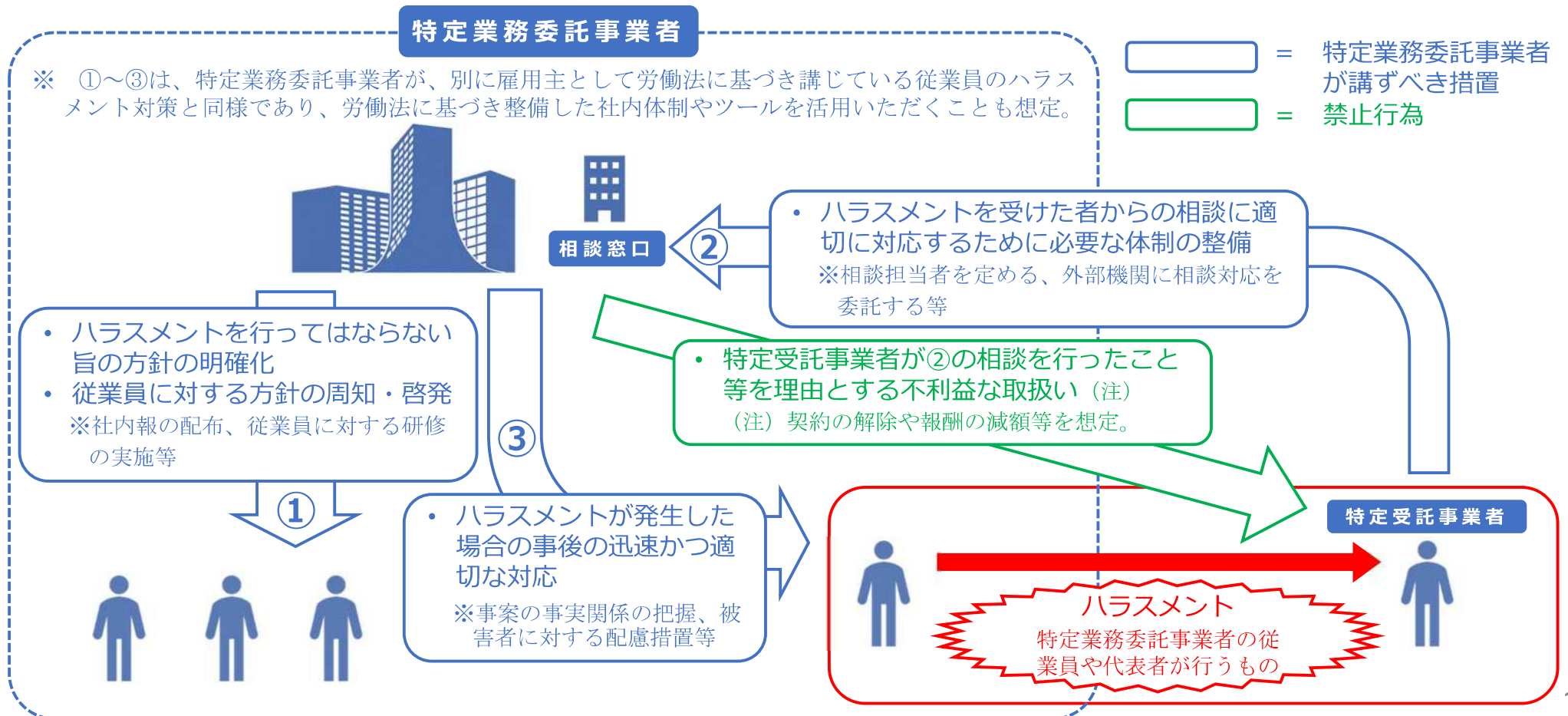
（注）この配慮義務では、特定業務委託事業者に対して、特定受託事業者の申出に応じて、申出の内容を検討し、可能な範囲で対応を講じることを求めるものであり、申出の内容を必ず実現することまでを求めるものではないことに留意が必要。

ハラスメント対策に係る体制整備義務（14条）

- ハラスメントは、特定受託事業者の尊厳や人格を傷つける行為として許されず、これにより引き起こされる特定受託事業者の就業環境の悪化・心身の不調・事業活動の中断や撤退を防止することを目的とする規定。
- 特定業務委託事業者は、ハラスメント行為（※1）により特定受託事業者の就業環境を害することのないよう相談対応のための体制整備その他の必要な措置（※2）を講じなければならない。（14条1項）
- 特定業務委託事業者は、特定受託事業者がハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由として不利益な取扱いをしてはならない。（14条2項）

（※1） セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、パワーハラスメント

（※2） 具体的には、下図の①～③を想定。本法律15条に基づき厚生労働大臣が定める指針において明確化し、対応の具体例等を示す。



中途解除等の事前予告義務（16条）

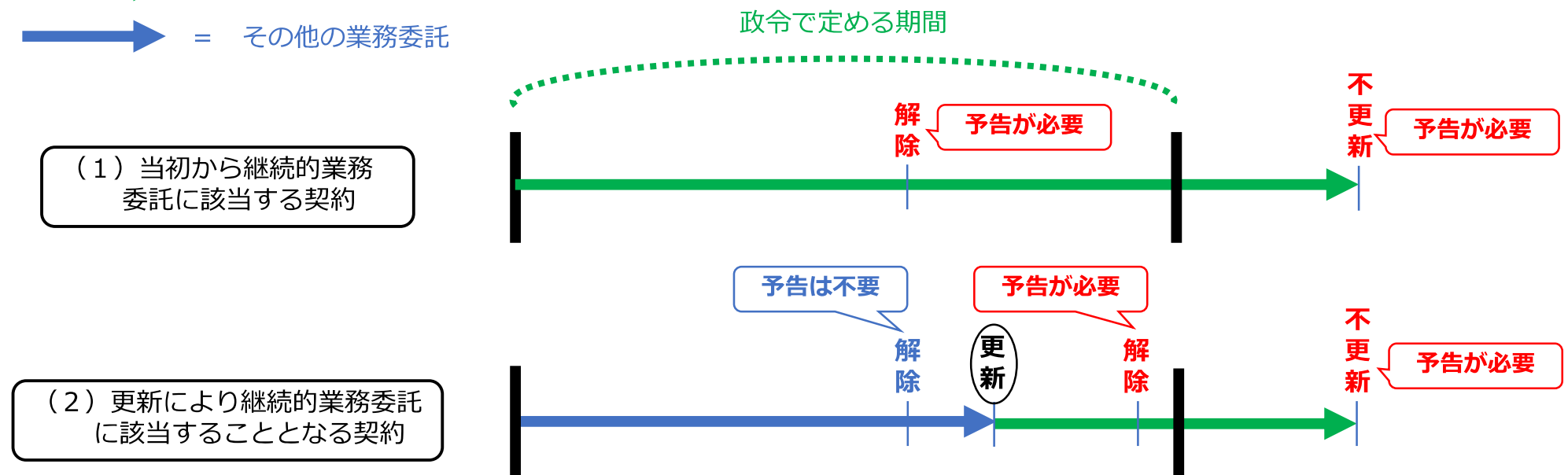
- 一定期間継続する取引において、特定業務委託事業者からの契約の中途解除や不更新を特定受託事業者に予め知らせ、特定受託事業者が次の取引に円滑に移行できるようにすることを目的とする規定。
- 特定業務委託事業者は、継続的業務委託（※1）を中途解除したり、更新しないこととしようとする場合には、特定受託事業者に対し、少なくとも30日前までに、その旨を予告をしなければならない。（16条1項）（※2）
- 予告の日から契約満了までの間に、特定受託事業者が契約の中途解除や不更新の理由の開示を請求した場合には、特定業務委託事業者は、これを開示しなければならない。（16条2項）（※3）

（※1） 政令で定める期間以上の期間行う業務委託のこと。更新により政令で定める期間以上行うこととなるものも含む。

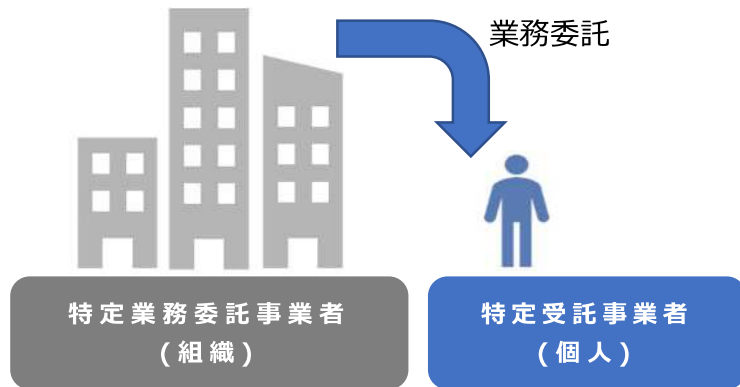
（※2） 災害により業務委託の実施が困難になったため予告ができない場合や、特定受託事業者に契約不履行や不適切な行為があり業務委託を継続できない場合など、厚生労働省令で定める場合は予告を要しない。

（※3） 理由を開示することにより第三者の利益を害するおそれがある場合など、厚生労働省令で定める場合は理由の開示を要しない。

→ = 継続的業務委託
→ = その他の業務委託



※更新により継続的業務委託に該当することとなるため、この契約から解除・不更新の予告が必要となる。



違反

- 特定業務委託事業者に以下の規律が課される。
 - 取引条件の明示義務（3条）
 - 報酬期日の設定と期日までの支払義務（4条）
 - 受領拒否・減額等の行為の禁止（5条）
 - 募集情報の的確表示義務（12条）
 - 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（13条）
 - ハラスメント対策に係る体制整備義務（14条）
 - 中途解除等の事前予告義務（16条） など
- 特定受託事業者はフリーランス・トラブル110番を通じて、弁護士による相談対応や和解あっせんを受けることができる。
- フリーランス・トラブル110番については、次のスライドを参照。

違反行為を受けた特定受託事業者は、フリーランス・トラブル110番を経由するなどして、公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省に今後設置する窓口に申告できる。

行政機関は、その内容に応じて、違反事業者に対し、以下の対応をとる。

- 報告徴収・立入検査
- 指導・助言
- 勧告
- 勧告に従わない場合の命令※・公表

※ 命令違反には50万円以下の罰金

- 特定受託事業者が公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省の窓口で申告したとき、業務委託事業者はそれを理由に不利益取扱いをしてはならない（6条3項、17条3項）

※ なお、本法律の適用対象とならない取引（消費者からの発注など）について、フリーランス・トラブル110番を通じた同様の支援が受けられる（相談対応・和解あっせん）。

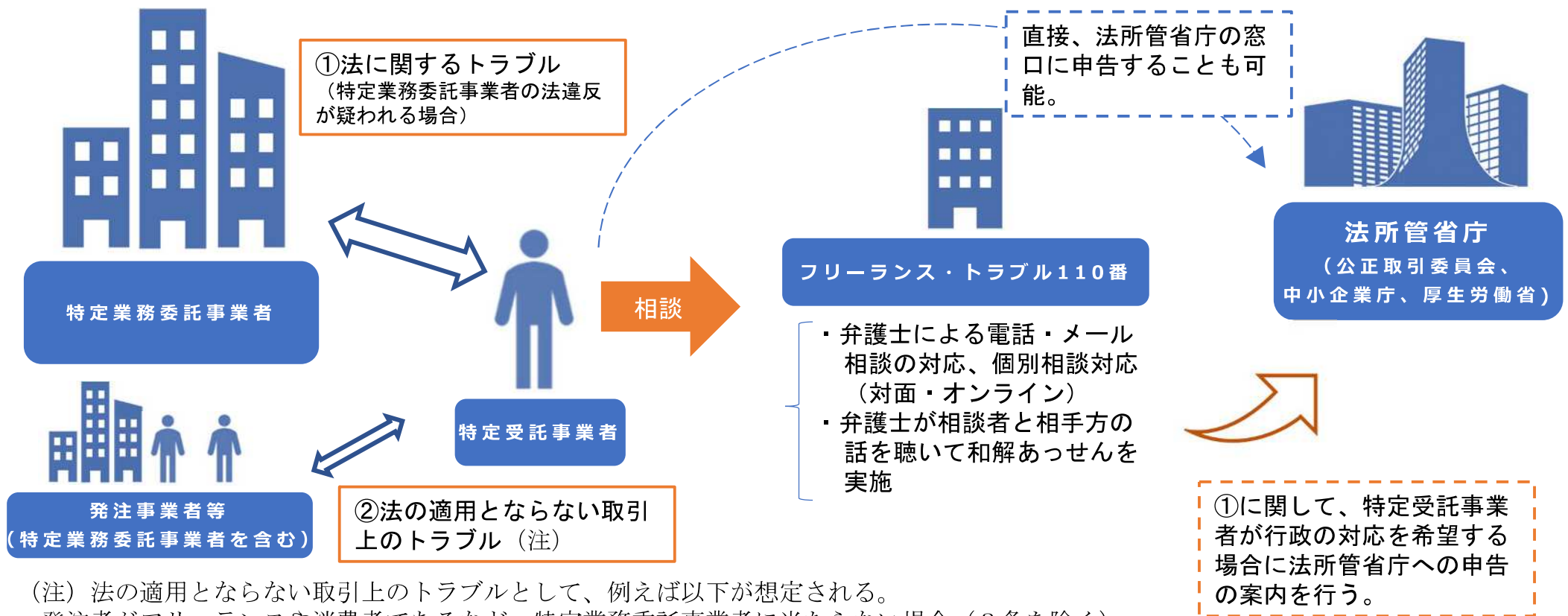
フリーランスからの相談（フリーランス・トラブル110番）

- フリーランス・トラブル110番は、フリーランスと発注事業者等との取引上のトラブルについて、弁護士にワンストップで相談できる窓口として設置されている（令和2年11月～）。
- 特定受託事業者は、本法律の施行後、フリーランス・トラブル110番に法に関する相談を行い、アドバイスを受けることができるほか、必要に応じて、法所管省庁への法違反の申告（※1）についての案内を受けることが可能。（※2、3）

（※1）フリーランス・トラブル110番を経由せず、直接法所管省庁の窓口にも申告することも可能。

（※2）法の施行に当たってのフリーランス・トラブル110番の役割については、引き続き検討。

（※3）その他、本法律の適用とならない取引上のトラブルについての相談も、引き続き、フリーランス・トラブル110番において相談対応や和解あっせんを受けることが可能。



（注）法の適用とならない取引上のトラブルとして、例えば以下が想定される。

- ・ 発注者がフリーランスや消費者であるなど、特定業務委託事業者にあたらない場合（3条を除く）
- ・ 相談の内容がフリーランスからの契約解除、発注事業者からの損害賠償請求、フリーランスの労働者性であるなど法に定めのない事項である場合